

## 静岡県告示第759号

災害救助法施行細則による救助の程度等（平成6年静岡県告示第117号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月5日

静岡県知事 鈴木康友

1の(1)のアの(イ)中「350円」を「360円」に改める。

1の(1)のイの(ア)のb中「6,883,000円」を「7,089,000円」に改める。

1の(2)のアの(イ)中「1,330円」を「1,390円」に改める。

1の(3)のウの(イ)の表中「19,800円」を「20,300円」に、「25,400円」を「26,100円」に、「37,700円」を「38,700円」に、「45,000円」を「46,200円」に、「57,000円」を「58,500円」に、「8,300円」を「8,500円」に、「32,800円」を「33,700円」に、「42,400円」を「43,500円」に、「59,000円」を「60,600円」に、「69,000円」を「70,900円」に、「87,000円」を「89,300円」に、「12,000円」を「12,300円」に改める。

1の(3)のウの(イ)の表中「6,500円」を「6,700円」に、「8,700円」を「8,900円」に、「13,000円」を「13,400円」に、「15,900円」を「16,300円」に、「20,000円」を「20,500円」に、「2,800円」を「2,900円」に、「10,400円」を「10,700円」に、「13,600円」を「14,000円」に、「19,400円」を「19,900円」に、「23,000円」を「23,600円」に、「29,000円」を「29,800円」に、「3,800円」を「3,900円」に改める。

1の(6)のアの(イ)中「51,500円」を「53,900円」に改める。

1の(6)のイの(イ)のa中「717,000円」を「739,000円」に改める。

1の(6)のイの(イ)のb中「348,000円」を「358,000円」に改める。

1の(8)のウの(イ)中「5,200円」を「5,500円」に、「5,500円」を「5,800円」に、「6,000円」を「6,300円」に改める。

1の(9)のウ中「226,100円」を「232,200円」に、「180,800円」を「185,700円」に改める。

1の(11)のエの(ア)中「3,600円」を「3,700円」に改める。

1の(11)のエの(イ)中「5,700円」を「5,900円」に改める。

1の(12)のイ中「140,000円」を「143,900円」に改める。

### 附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、令和7年4月1日から適用する。